

分 別 収 集 計 画

(第8期)

平成28年7月

渋川地区広域市町村圏振興整備組合
渋川地区広域市町村圏振興整備組合分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	10
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	10
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

渋川地区広域市町村圏振興整備組合分別収集計画

1 計画策定の意義

本圏域は、日本そして群馬県のほぼ中央部、雄大な関東平野がはじまる所に位置し、周囲に赤城山や榛名山、子持山などの美しい稜線を望み、利根川、吾妻川の清流が合流するなど、水と緑の豊かな自然に恵まれている。

この恵まれた自然を将来の世代に引き継いでいくためにも、国が策定し、平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、本圏域内における循環型社会の形成を実行していく必要がある。

また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「組合」という。）では、平成24年度から平成26年度までの3カ年事業で建設したクローズド型最終処分場を運用中である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を目指し、住民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにすることにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

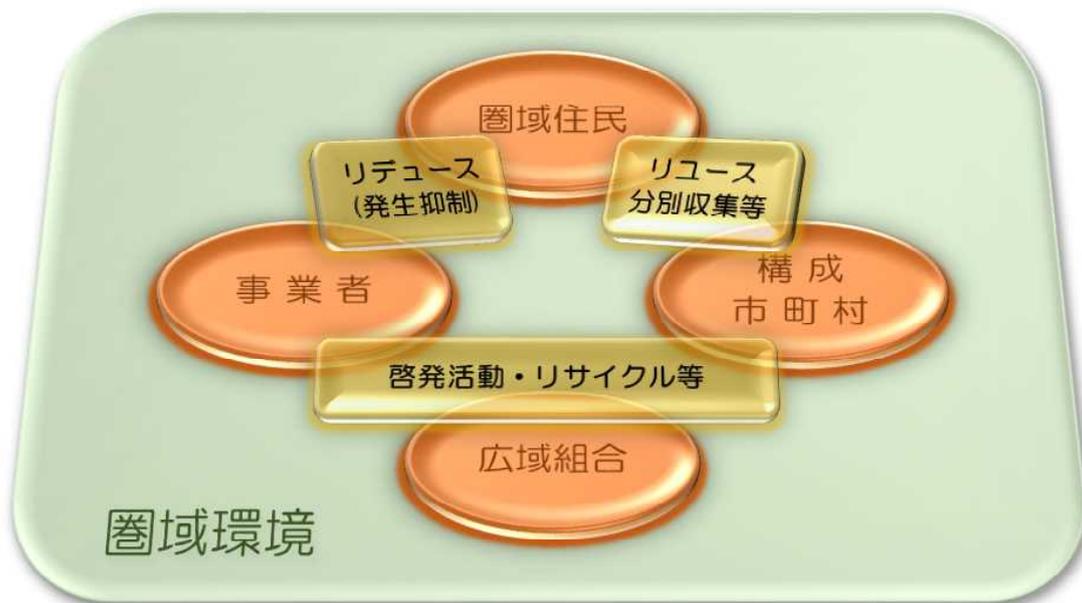
本計画の目的は、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、循環型社会を形成し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与することである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進及び、3Rを基本とした地域社会づくり
- (2) 構成市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努める
- (3) 圏域住民、事業者、構成市町村、広域組合の全てが一体となった取り組みによる環境負荷の低減

基本的方向のイメージ



3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年4月を始期とする5年間とし、3年後に5年間で1期とする新たな計画を策定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

プラスチック製容器包装については、今後対象品目に加えるための方策を構成市町村及び広域組合で協議中であり、本計画では対象品目から除く。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

組合から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みを表5-1に示す。

容器包装廃棄物の量は、「市町村分別収集計画策定の手引き（八訂版）（以下、「手引き」という。）P33表2-3-1」に示されている、ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率のJ市の26年度のデータを、過去5年間のごみ搬入量を元に算出したごみ排出量推量（集団回収量を除く）に乘じ、構成市町村における集団回収分を足したものの。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{ごみ排出量推量}} \\
 \text{(集団回収量を除く)}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{ごみ排出量に占める}} \\
 \boxed{\text{容器包装廃棄物比率}} \\
 \text{J市：24.5\%}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{構成市町村}} \\
 \boxed{\text{集団回収分}}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{容器包装廃棄物の量}}
 \end{array}$$

表5-1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位:t)

区 分		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
排出量の見込み	広域全体	11,768.6	11,743.1	11,719.9	11,703.9	11,691.8	
	内 訳	渋川市	8,487.7	8,442.3	8,397.7	8,358.3	8,321.0
		吉岡町	2,052.2	2,074.3	2,098.0	2,123.7	2,151.5
		榛東村	1,228.7	1,226.5	1,224.2	1,221.9	1,219.3

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者 構成市町村の行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 啓発事業の充実

構成市町村や組合の広報紙・ホームページ等を活用し、容器包装廃棄物の排出の抑制等について、継続して啓発を行う。

(2) 環境学習の強化

圏域内の学校や地域社会の場における環境教育、ごみ処理施設の見学などで、住民、事業者に対しごみ処理の状況についての情報を提供し、廃棄物の減量や再資源化について認識を深めてもらう。

(3) 発生の抑制

構成市町村によるレジ袋削減の推進や、使い捨て容器の使用自粛運動等及び事業者による過剰包装抑制等、具体的な発生抑制策を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項3号)

最終処分場の状況、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表7-1左欄のように定める。

また、圏域住民の協力度合い及び組合が有する施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、表7-1右欄のとおりとする。

なお、プラスチック製容器包装については分別収集に向け協議中であるため、本計画では区分から除いた。

表 7-1 容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶 (不燃物・集団回収)
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	ガラスびん (資源ごみ・集団回収)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック (集団回収)
主として段ボール製の容器	段ボール (資源ごみ・集団回収)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 (集団回収)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル (資源ごみ・集団回収)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

表8-1 渋川地区広域圏全体

(単位:t)

区 分	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	823.0		791.8		761.5		733.9		708.9	
主としてアルミ製の容器	201.8		200.1		199.0		198.6		198.9	
無色のガラス製容器	(合計)									
	215.2		214.5		213.9		212.4		212.1	
	(引渡)	(独自処理)								
	192.0	23.2	193.0	21.5	194.0	19.9	194.0	18.4	195.0	17.1
茶色のガラス製容器	(合計)									
	233.9		225.7		218.8		210.0		203.3	
	(引渡)	(独自処理)								
	206.0	27.9	200.0	25.7	195.0	23.8	188.0	22.0	183.0	20.3
その他のガラス製容器	(合計)									
	124.8		128.9		134.1		139.4		147.8	
	(引渡)	(独自処理)								
	112.0	12.8	117.0	11.9	123.0	11.1	129.0	10.4	138.0	9.8
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	132.0		139.1		146.6		154.7		163.4	
主として段ボール製の容器	1,007.1		1,015.8		1,025.6		1,036.0		1,047.5	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	208.3		207.7		206.9		206.4		205.4	
	(引渡)	(独自処理)								
		208.3		207.7		206.9		206.4		205.4
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	243.8		246.7		249.6		252.5		255.4	
	(引渡)	(独自処理)								
	239.5	4.3	242.4	4.3	245.3	4.3	248.2	4.3	251.1	4.3

表 8 - 2 浜川市

(単位:t)

区 分	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	632.2		604.7		578.1		554.2		532.8	
主としてアルミ製の容器	144.4		140.8		137.6		134.8		132.3	
無色のガラス製容器	(合計) 167.8		(合計) 167.3		(合計) 165.9		(合計) 164.6		(合計) 164.4	
	(引渡額) 150.0	(独自処理額) 17.8	(引渡額) 151.0	(独自処理額) 16.3	(引渡額) 151.0	(独自処理額) 14.9	(引渡額) 151.0	(独自処理額) 13.6	(引渡額) 152.0	(独自処理額) 12.4
茶色のガラス製容器	(合計) 182.7		(合計) 175.8		(合計) 170.1		(合計) 163.6		(合計) 158.1	
	(引渡額) 161.0	(独自処理額) 21.7	(引渡額) 156.0	(独自処理額) 19.8	(引渡額) 152.0	(独自処理額) 18.1	(引渡額) 147.0	(独自処理額) 16.6	(引渡額) 143.0	(独自処理額) 15.1
その他のガラス製容器	(合計) 95.7		(合計) 98.9		(合計) 103.2		(合計) 107.6		(合計) 113.1	
	(引渡額) 87.0	(独自処理額) 8.7	(引渡額) 91.0	(独自処理額) 7.9	(引渡額) 96.0	(独自処理額) 7.2	(引渡額) 101.0	(独自処理額) 6.6	(引渡額) 107.0	(独自処理額) 6.1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6.3		5.7		5.1		4.6		4.2	
主として段ボール製の容器	733.1		726.0		719.1		711.7		705.3	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 11.5		(合計) 11.1		(合計) 10.6		(合計) 10.2		(合計) 9.8	
	(引渡額)	(独自処理額) 11.5	(引渡額)	(独自処理額) 11.1	(引渡額)	(独自処理額) 10.6	(引渡額)	(独自処理額) 10.2	(引渡額)	(独自処理額) 9.8
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 181.8		(合計) 184.0		(合計) 186.2		(合計) 188.4		(合計) 190.6	
	(引渡額) 181.8	(独自処理額) 0.0	(引渡額) 184.0	(独自処理額) 0.0	(引渡額) 186.2	(独自処理額) 0.0	(引渡額) 188.4	(独自処理額) 0.0	(引渡額) 190.6	(独自処理額) 0.0

表 8 - 3 吉岡町

(単位:t)

区 分	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	95.8		94.1		92.4		90.7		89.1	
主としてアルミ製の容器	34.0		35.9		38.0		40.4		43.2	
無色のガラス製容器	(合計) 36.8		(合計) 36.6		(合計) 37.4		(合計) 37.2		(合計) 37.1	
	(引渡) 34.0	(独自処理) 2.8	(引渡) 34.0	(独自処理) 2.6	(引渡) 35.0	(独自処理) 2.4	(引渡) 35.0	(独自処理) 2.2	(引渡) 35.0	(独自処理) 2.1
茶色のガラス製容器	(合計) 40.5		(合計) 39.2		(合計) 38.0		(合計) 36.8		(合計) 35.6	
	(引渡) 37.0	(独自処理) 3.5	(引渡) 36.0	(独自処理) 3.2	(引渡) 35.0	(独自処理) 3.0	(引渡) 34.0	(独自処理) 2.8	(引渡) 33.0	(独自処理) 2.6
その他のガラス製容器	(合計) 21.5		(合計) 22.4		(合計) 23.3		(合計) 24.2		(合計) 26.1	
	(引渡) 20.0	(独自処理) 1.5	(引渡) 21.0	(独自処理) 1.4	(引渡) 22.0	(独自処理) 1.3	(引渡) 23.0	(独自処理) 1.2	(引渡) 25.0	(独自処理) 1.1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	125.2		132.9		141.0		149.6		158.7	
主として段ボール製の容器	260.8		276.6		293.3		311.1		329.0	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.6		(合計) 0.6		(合計) 0.6		(合計) 0.7		(合計) 0.7	
	(引渡)	(独自処理) 0.6	(引渡)	(独自処理) 0.6	(引渡)	(独自処理) 0.6	(引渡)	(独自処理) 0.7	(引渡)	(独自処理) 0.7
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 49.1		(合計) 49.7		(合計) 50.3		(合計) 50.9		(合計) 51.5	
	(引渡) 49.1	(独自処理) 0.0	(引渡) 49.7	(独自処理) 0.0	(引渡) 50.3	(独自処理) 0.0	(引渡) 50.9	(独自処理) 0.0	(引渡) 51.5	(独自処理) 0.0

表 8-4 榛東村

(単位:t)

区 分	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	95.0		93.0		91.0		89.0		87.0	
主としてアルミ製の容器	23.4		23.4		23.4		23.4		23.4	
無色のガラス製容器	(合計) 10.6									
	(引渡額) 8.0	(独自処理額) 2.6								
茶色のガラス製容器	(合計) 10.7		(合計) 10.7		(合計) 10.7		(合計) 9.6		(合計) 9.6	
	(引渡額) 8.0	(独自処理額) 2.7	(引渡額) 8.0	(独自処理額) 2.7	(引渡額) 8.0	(独自処理額) 2.7	(引渡額) 7.0	(独自処理額) 2.6	(引渡額) 7.0	(独自処理額) 2.6
その他のガラス製容器	(合計) 7.6		(合計) 7.6		(合計) 7.6		(合計) 7.6		(合計) 8.6	
	(引渡額) 5.0	(独自処理額) 2.6	(引渡額) 5.0	(独自処理額) 2.6	(引渡額) 5.0	(独自処理額) 2.6	(引渡額) 5.0	(独自処理額) 2.6	(引渡額) 6.0	(独自処理額) 2.6
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5	
主として段ボール製の容器	13.2		13.2		13.2		13.2		13.2	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 196.2		(合計) 196.0		(合計) 195.7		(合計) 195.5		(合計) 194.9	
	(引渡額)	(独自処理額) 196.2	(引渡額)	(独自処理額) 196.0	(引渡額)	(独自処理額) 195.7	(引渡額)	(独自処理額) 195.5	(引渡額)	(独自処理額) 194.9
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 12.9		(合計) 13.0		(合計) 13.1		(合計) 13.2		(合計) 13.3	
	(引渡額) 8.6	(独自処理額) 4.3	(引渡額) 8.7	(独自処理額) 4.3	(引渡額) 8.8	(独自処理額) 4.3	(引渡額) 8.9	(独自処理額) 4.3	(引渡額) 9.0	(独自処理額) 4.3

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ・スチール製容器、アルミ製容器、各種ガラス製容器、ペットボトルの見込み量

＝品目毎の過去5年間の平均実績×品目毎の過去5年間の平均伸び率
＋構成市町村回収分

- ・各種紙製容器の見込み量

＝段ボール・その他紙の過去5年間の平均実績×清掃センターから聴取した段ボールの比率×品目毎の過去5年間の平均伸び率＋構成市町村回収分

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

収集・運搬業務は、構成市町村の責務で実施し、組合は搬入物の中間処理を行う。

分別収集は、構成市町村の現行の収集体制を最大限に活用して行う。

なお、現在、構成市町村の自治会や住民団体による集団回収が進んでいるスチール製容器、アルミ製容器、各種ガラス製容器、各種紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるようにする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

構成市町村は、容器包装廃棄物収集の用に供する集積場所及び保管場所等の整備を行う。

組合は、組合に搬入された容器包装廃棄物のうち、缶類については、組合の不燃物処理施設で選別・圧縮・保管を行い、ガラスびん及びペットボトルについては、組合のリサイクル施設で中間処理・保管を行う。

なお、構成市町村及び組合は、当該施設の機能が十分果たせるよう、適切な維持管理を継続して行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

構成市町村は、住民や事業者の意見、要望を反映させ容器包装廃棄物の分別排出の啓発、指導を行うほか、行政と自治会や住民団体との協力体制を整備し、分別収集体制の確立に努める。

組合は、構成市町村から搬入された資源物の選別及び保管を行い、ごみの減量化、ごみ処理費の軽減及びごみの再資源化を目的として処理施設を運営する。

また、年度毎に分別収集計画の区分毎の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。